

高千穂町立押方小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年3月策定

(最終改定 平成30年2月)

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年のいじめに起因する痛ましい事件・事案を受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、情報技術等の急激な進展により、新たないじめ問題が次々に発生、報道されるなどしており、いじめはますます複雑化・潜在化してきている現状にある。

このような状況を受け、子どもに関わる全ての人間（子ども自身、教職員、保護者、地域住民）が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に問題解決に臨むことが求められている。

「高千穂町立押方小学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法、及び宮崎県並びに高千穂町のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

目次

はじめに・目次	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
（1）いじめの防止	3
（2）いじめの早期発見	4
（3）いじめへの対処	4
（4）地域や家庭との連携	4
（5）関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	5
1 いじめの防止等の対策のための組織	5
（1）校内における組織「フラワー委員会」	5
（2）保護者や地域との連携	5
2 いじめの防止等に関する措置	6
（1）「学校いじめ防止プログラム」の策定	6
（2）いじめの未然防止のための取組	6
（3）早期発見及び早期対応のための取組	7
（4）いじめに対する措置	8
（5）ネットいじめへの対応	9
（6）その他の留意事項	9
3 重大事態への対処	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 学校基本方針の点検と必要に応じた見直し	10
【参考】資料1～13	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や児童クラブの児童、塾や習い事、スポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や学校外等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。

(1) いじめの防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を発達段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関

係を構築する能力の素地を養うようにする。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点に立った指導を行う。
- 未然防止の観点から、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを重視する。
- いじめの問題への取組の重要性について、地区住民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにする。
- 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、学校の相談窓口や電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を図る。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

(4) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや学校評議員等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、学校において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局

等)との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の適切な連携を図る情報共有体制を構築しておくことが必要である。

- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、校内では「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。本校では、既存の「フラワー委員会」をもって充てる。

また、保護者や地域においても既存の会等の活用を図り、家庭や地域との連携を強化し、いじめ防止の取組を推進する。

(1) 校内における組織「フラワー委員会」

〔構成員〕 校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・養護教諭
特別支援教育支援員

- ① 毎月実施し、教職員一人一人の「小さな気付き」を共有化していく。気になる児童については、月をまたいで継続して話題にしたり、当該学級担任の学級づくりについても話題にしたりして、組織として問題解決に取り組む。
- ② いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、以下の取組を行う。
 - ア 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し（定期的に）
 - イ 年間指導計画の作成
 - ウ 校内研修会の企画立案・実施
 - エ 意識・実態調査の定期的な実施
 - オ 事案発生時のアンケート調査の実施
 - カ 調査結果・報告等の情報の整理・分析、共通理解
 - キ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ③ いじめ防止等のための職務別ポイント<資料1>

いじめへの対応は、校長を中心に一致協力した体制で行う必要がある。教職員の職務別の役割を明確にし、それぞれの具体的な措置に基づいて、「組織」で情報共有し、組織的な対応で取り組む。

(2) 保護者や地域との連携

- ① 保護者との連携
 - P T A総会や学校便り等を活用して全保護者への情報提供や啓発を行う。また、全体への情報提供や報告、周知・説明が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。
 - 必要に応じて、P T A企画委員会に報告し、対応策を協議する。
- ② 地域との連携
 - 必要に応じて、学校運営協議会（構成員・・・校区内10地区公民館長、民生委員・児童委員代表、老人会会長含む）に報告し、対応策を協議する。
 - 各地区の民生委員児童委員や主任児童委員と常時情報交換できる体制

を取り、情報収集に努める。

③ 相談窓口の設置及び周知

○ 校長、教頭、教務主任、養護教諭、PTA副会長（男女各1名）

※ 体罰・パワハラ・セクハラ相談員を兼務する。

○ 相談窓口については、児童のみならず、保護者や地域にも周知を図る。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 「学校いじめ防止プログラム」の策定<資料2>

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体における指導内容等のプログラムを策定し、取組が体系的・計画的に行われるようにする。

(2) いじめの未然防止のための取組

① 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、年間を通じて児童が主体となって行う活動の機会を設ける。

ア 児童会活動（代表委員会）による話し合い活動の充実

イ 異学年での縦割り清掃活動

ウ 異学年での交流会の実施

エ 児童会活動による「あいさつ運動」、「いじめ・人権標語」の募集

② 教職員が主体となった取組

児童の規範意識、所属感を相互に高め、自己有用感を育む授業や学級づくりを実践する。

また、日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の時間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりをする。

ア 生徒指導の機能を生かした授業づくり<資料3>

○ 児童一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。

○ 学習訓練を徹底し、規範意識を高める。

○ 自己決定の場を設定する。

○ 意見交流の場を設定し、互いの考えを認め合うことで共感的な人間関係の醸成を図る。

イ 生徒指導の機能を生かした学級づくり<資料4>

○ 自己目標を時期に応じて決めさせ、達成するために日々努力させることで、耐性や頑張ることの大切さを体感させる。

○ 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高める。

ウ 教育相談の充実

○ 朝の学級の時間を活用した教育相談の設定（毎月）

○ 心のオアシスとしての保健室の積極的活用

○ 相談窓口の周知

エ 人権教育、道徳教育、情報モラル教育、性に関する教育を意図的・計画的に実施する。

オ 職員研修の充実

いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図るとともに、教職員一人一人の指導力やいじめの発見・認知能力を高める研修、具体的な事例研修等、スキルや指導方法を身に付ける研修を計画的に実施する。

- 教育相談
- ソーシャルスキルトレーニング
- 人権教育 等

③ 家庭や地域との連携

- ア P T A総会や学校運営協議会での方針説明
- イ 学校参観日におけるいじめ問題をテーマとした授業や懇談の実施
- ウ 保護者や地域住民を対象とした研修会の実施
- エ 学校便りやホームページを活用した取組の報告
- オ 学校評価の活用

(3) 早期発見及び早期対応のための取組

① 児童が発する具体的なサインの共有<資料5・6>

いじめられた児童、いじめた児童が発する僅かな兆候（サイン）を教職員、保護者、地域住民で共有すると共に、その気づきを情報として共有する連絡体制をつくる。

② 定期的なアンケート調査の実施

いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施する。

アンケート実施に当たっては、「いじめをなくす・やめさせるものである」という意義や目的を十分理解させた上で、正直に回答するよう指導する。

ア 本校独自の調査「なやみごとアンケート」（毎月）<資料7>

イ 国や県教育委員会作成の調査（11月頃）<資料8>

③ 定期的な教育相談の実施

アンケートの結果をもとに、個別に教育相談を実施する。その際に、チェックリストを活用して児童の言動についてもチェックしておく。<資料9>

④ 情報の共有化

「フラワー委員会」において、アンケートや教育相談の結果のほか、各教職員がもち得たいじめにつながる情報等を収集し、教職員間で情報の共有化を図る。

ア 情報の共有

イ 進級、進学時の情報の確実な引継ぎ

ウ 過去のいじめ事案の蓄積

[話合いの手順]

- 1 当該児童に係る気づきを、教師一人一人が明文化する。
- 2 必要に応じて、他の児童等からの情報を付け加える。
- 3 1、2をもとにして話合いを行う。

※ 最初から話合いを行うと、「声の大きい職員（影響力のある職員）」の意見に左右されてしまう。 【大津市立中学校の教訓】

⑤ 職員研修の充実

- ア いじめの兆候を見抜く目の育成
- イ 教育相談において、子どもの本音を引き出す方策
- ウ 初期段階において解決を図る手順 等

(4) いじめに対する措置<資料10>「アクションプラン」

① 発見、通報を受けた時の対応

- いじめを発見した教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とする。
- いじめの事実について、担任、生徒指導主事及び管理職等に速やかに通報する。

② 情報の共有

- いじめの情報を受けたら「フラワー委員会」を開催し、情報の共有化を図る。

③ 事実関係に係る調査

- 速やかに「フラワー委員会」で調査の方針について決定する。いじめの対応については、「いじめ対応メモ」により、生徒指導主事がまとめる。<資料11>
- 児童への聞き取りにあたっては、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。調査より得られた結果については、いじめられた児童、またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して指導を行う。
- いじめの解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握できた時点で「フラワー委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「フラワー委員会」で決定する。
- いじめられた児童及びいじめた児童、またそれらの保護者、傍観者や観衆（集団）に対する支援・指導に当たっては、留意して対処する。<資料12>

⑤ 関係機関等との連携

- 校長は、いじめと認識した場合には、町教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応する。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(5) ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報を掲載する等を言い、犯罪行為である。

② 予防の取組

- ア 年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。
- イ 保護者や高学年児童を対象にした講習会を年1回程度実施し、情報機器（携帯電話やスマートフォン、パソコン等）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会をつくる。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。
- ウ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報等により、把握に努める。
- イ 不当な書き込みの発見や通報があった場合は、以下のような対処を行う。
 - 状況確認と記録
 - いじめへの対応（「アクションプラン」に沿って）
 - 町教育委員会への相談
 - 管理者への連絡、削除依頼
 - 警察への相談（必要に応じて）

(6) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、「フラワー委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

② P D C Aサイクルを踏まえた年間行動計画＜資料13＞

より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかをP D C Aサイクルを踏まえた年間行動計画に基づき点検し、必要に応じて見直す。

③ 校務の効率化の推進

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように組織的体制を整えるなど、校務の効率化を推進する。

④ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応を図っていく。

ア 町教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- | |
|--|
| <p>1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童が自殺を企図した場合○ 身体に重大な傷害を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合 等 <p>2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。○ 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。 |
|--|

(2) 重大事態への対応

学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明を行う。

- 重大事態として認識した場合は、校長が直ちに町教育委員会に報告する。
- 町教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 学校基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、学校基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

- (2) 学校基本方針については、学校ホームページ上で公表する。

【資料】

- 1 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント
- 2 高千穂町立押方小学校いじめ防止プログラム
- 3 生徒指導の機能を生かした授業づくり
- 4 生徒指導の機能を生かした学級づくり
- 5 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン
- 6 教室や家庭でのいじめのサイン
- 7 なやみごとアンケート
- 8 いじめについてのアンケート＜1～2年生用、3～6年生用＞
- 9 教育相談チェックリスト
- 10 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応「アクションプラン」）
- 11 いじめ対応メモ
- 12 いじめられた児童、いじめた児童、それらの保護者及び他の児童への支援
- 13 いじめ防止に係る年間行動計画

<資料 1 >

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- いじめへの対応は、校長を中心に一致協力した体制で臨む。
- いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
- いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「フラワー委員会」で報告し、学校の組織的な対応につなげる。

1 いじめの防止のための措置

職務	具体的な措置
学級担任	<ul style="list-style-type: none">○ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。○ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。○ 生徒指導の機能を生かした学級づくりや、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。○ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育・命の教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">○ 「性に関する教育」、「がんに関する教育」、学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none">○ いじめの問題について、フラワー委員会や校内研修等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。○ 日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。
管理職	<ul style="list-style-type: none">○ 全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育・命の教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等に積極的に取り組む。○ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかける。○ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

職務	具体的な措置
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ○ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。 ○ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室を利用する児童との雑談の中等で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「なやみごとアンケート」や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ○ 保健室の利用や、相談窓口・電話相談窓口について児童に周知する。 ○ 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等を行い、児童が活動や生活する場について異常の有無を確認する。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ○ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

職務	具体的な措置
学級担任 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆け付ける。) ○ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ○ 発見・通報をうけた場合は、速やかに関係児童から聞き取る等して、いじめの正確な実態把握を行う。 ○ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
フラワー委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。 ○ その際、得られた情報は生徒指導主事が、確実に記録に残す。 ○ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

職務	具体的な措置
フラワー委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担する。) <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童や、いじめた児童への対応 ・ その保護者への対応 ・ 町教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等 ○ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。 ○ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。 ○ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、フラワー委員会でより適切に対応する。

(3) -① 児童への指導・支援を行う

職務	具体的な措置
いじめられた児童に対応する職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。 ○ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友達や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。 ○ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。
いじめた児童に対応する職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。 ○ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署等とも連携して対応する。 ○ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。 ○ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書等で適切に発散できる力を育む。

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。 ○ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。 ○ はやしたてる等同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
フラワー委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。 ○ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。 ○ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(3)－② 保護者と連携する

職務	具体的な措置
学級担任を含む複数の教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。 ○ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。 ○ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により、判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

<資料2>

高千穂町立押方小学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事等	児童主体の活動	道徳・特別活動	職員研修	アンケート・教育相談	フラワー委員会		
4	始業式 入学式		学級目標の決定 (特活)	学校基本方針の確認と共有	「なやみごとアンケート」 実施(毎月) ↓ アンケート結果を受けての 教育相談(毎月) ※児童・保護者アンケート (11月) ※県アンケート (11月)	今年度取組の検討	P T A 総会 面識会 家庭訪問	今年度計画・目標の 作成
5	集団宿泊学習 (5年) 春の遠足	新体力テスト(縦割 り)での絆づくり	情報モラル(道) あいさつ・言葉づか い(特活)	生徒指導の機能を 生かした学級づく り・授業改善研修		取組の状況確認・検討 (每学期)	P T A 奉仕作業	教職員評価制度 目標設定ミーティン グ
6						「なやみごとアンケート」及び教育相談におけ るいじめの状況につい ての情報共有と組織的 対応についての協議 (毎月)		
7	終業式	運動会スローガン 決定	生命尊重(道)	人権教育研修 道徳教育研修			個人面談による相談 学校運営協議会 P T A 企画委員会	
8	始業式			情報モラル研修			P T A 奉仕作業	教職員評価制度 中間ミーティング
9		運動会結団式や練 習での絆づくり	いじめ(道)(特活)					
10	秋季大運動会 修学旅行 (6年) 秋の遠足	運動会での絆づく り	情報モラル(道) 性に関する指導 (特活)					
11	音楽フェステ イバル						学校運営協議会	
12	持久走大会 終業式	人権週間の取組 (標語募集等)	いじめ・人権 (道)(特活)			※緊急事案については、 臨時委員会の開催	道徳・人権学習参観 (参観日) 個人面談による相談	児童・保護者アンケ ート分析 教職員評価制度フィ ードバック
1	始業式	給食感謝集会	親切・思いやり(道)				P T A 企画委員会 民生委員児童委員と の連絡会	
2	スキー教室 学習発表会		生命尊重(道) 性に関する指導 (特活)			学校運営協議会	今年度の反省・評価	
3	お別れ遠足 卒業式 修了式	ありがとう集会 お別れ集会		今年度の反省と次 年度取組の検討		今年度取組の反省 次年度取組の検討	次年度計画・目標の 検討	
その他	全校朝会 (毎月) 誕生日給食会 表現集会	縦割り清掃活動 朝のボランティア 活動 委員会活動 クラブ活動 代表委員会 体力づくり運動に よる絆づくり あいさつ運動		主題研究 (授業改善)			学校参観日 学校便り・学級通信 ・学校ホームページ 等によるいじめ防止 活動の周知・報告 P T A あいさつ運動	

<資料3> 生徒指導の機能を生かした授業づくり

A・・・自己決定の場 B・・・自己存在感 C・・・共感的人間理解				
段階	教師の活動と留意点	A	B	C
導 入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題及び提示の仕方を工夫し、自力解決への興味・関心を高める。 ■ 一人一人に解決の見通し（方法、大まかなゴール）をもたせる。 	○		
自 力 解 決 ・ 共 同 解 決	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の解決状況に合わせて適宜支援し、自分なりの考えをもたせる。 ○ 小集団（隣席、解決順）での話合いの時間を設定し、相互に意見を交流させる。 ○ 意図的指名により発表させることで、考え方のよさを全体に広げていく。 ○ 友だちの発表をしっかりと聞く中で、考え方のよいところを見付けさせるようにする。 ○ 相互に教え合う場を設ける。 ○ 本時のまとめを児童自身の言葉でまとめさせたり、児童の考えを活用してまとめたりする。 	○	○	○
終 末	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学んだことを、生活や学習の場で生かすように働きかける。また、その具体的な姿を見付け、称賛する。 ○ 成就感・満足感を味わわせる。 		○	○

<資料4> 生徒指導の機能を生かした学級づくり

段階	教師の活動と留意点	配慮を要する児童
始業前・朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 笑顔であいさつをし、児童一人一人に温かい目を向ける。また、言葉をかける。 ○ 宿題等の提出状況を確認する。「忘れ物指導」は特別な理由がない限り後で行う。(別室で) ○ 出席をとる。(名前を呼ぶことで、一人一人の存在感を大切にします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをしない。 ・服装が乱れている。 ・受け答えに覇気がない。 ・忘れ物を繰り返す。 ・登校が遅い。 ・表情が暗い。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人に考えをもたせ、発表の場を確保する。その際、考え方のよさを互いに認め合う場を確保する。 ○ 誤答を大切にし、適切に支援する。 ○ つまづいている児童に適宜支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中力がない。 ・つまづいている。 ・机をつけたがらない。 ・言動が激しい。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相互の人間関係に留意する。 ○ 孤立しがち、目立たない児童に努めて声をかける。 ○ 保健室との連携を密にとる。(頻繁に行く児童への配慮) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い。 ・屋外に出たがらない。 ・群れたがる。 ・ひそひそ話をする。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 楽しい会食の雰囲気をつくるよう心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・偏食、遅食が目立つ。
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童と一緒に清掃する。 ○ 担当場所だけではなく、学級児童の清掃状況を確認する。 ○ 活動の成果を認める。特に、班長のリーダーシップを伸ばすよう心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私語が多く、手が止まっている ・他に仕事を押し付ける。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分や友だちのよさを見付ける場を設ける。 ○ 自分の成長を見付ける場を設ける。 	
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多目的ホール等で学習している児童に声をかける。(少年団等の活動の様子、宿題内容の理解度) ○ 児童クラブに足を運び、児童の様子を観察する。また、指導員と情報交換を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的もなくぶらぶらしている。 ・指導員に高圧的な態度をとっている。

<資料5>

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は、自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン	チェック
登校時 朝の時間	<input type="checkbox"/> 早朝から体調不良を訴え、登校を渋る。	
	<input type="checkbox"/> 発熱や嘔吐等、体調不良が顕在化する。	
	<input type="checkbox"/> 保護者送迎の機会が増える。	
	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	<input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。	
	<input type="checkbox"/> 一人で登校することが多くなる。	
	<input type="checkbox"/> 友達との会話がなく、うつむいて登校する。	
	<input type="checkbox"/> 服装の乱れや汚れが目立つようになる。	
	<input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、提出期限が守れなくなったりする。	
	<input type="checkbox"/> 担任や教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室やトイレに行きたがる。	
	<input type="checkbox"/> 学用品の忘れ物が目立つ。	
	<input type="checkbox"/> 学用品や教科書、ノートに汚れや破損がある。	
	<input type="checkbox"/> 学用品がなくなる。	
	<input type="checkbox"/> 机の周りや中、ロッカー等が散乱している。	
	<input type="checkbox"/> 教職員や児童の発言等に対して、突然個人名が出される。	
休み時間 給食時間 清掃時間	<input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない。	
	<input type="checkbox"/> ふざけ合っているが、表情が冴えない。	
	<input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。	
	<input type="checkbox"/> 一人で過ごしたり、清掃したりしている。	
	<input type="checkbox"/> 給食にいたずらをされる。量が極端に違う。	
	<input type="checkbox"/> 衣服の汚れ等がある。	
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。	
	<input type="checkbox"/> 用もないのに学校に残っている。	
	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、違う置き場から見付かったりする。	
	<input type="checkbox"/> 机等に落書きがある。	

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン	チェック
<input type="checkbox"/>	教室等で特定の仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
<input type="checkbox"/>	ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
<input type="checkbox"/>	教職員が近付くと、不自然に分散したりする。	
<input type="checkbox"/>	自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。	

<資料6>

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。	
<input type="checkbox"/> 席替えやグループ編成で、特定の児童を嫌がる言動がみられる。	
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の児童の名前が出る。	
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。	
<input type="checkbox"/> 机や椅子、ロッカー等が乱雑になっている。	
<input type="checkbox"/> 壁等へのいたずらや落書き、器物破損が頻繁に起こる。	

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
<input type="checkbox"/> 学校や友達のことを話さなくなる。	
<input type="checkbox"/> 友達や担任、学級の不平・不満を口にするが多くなる。	
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。	
<input type="checkbox"/> 友だちからの電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。	
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。	
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。	
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
<input type="checkbox"/> 朝、体調不良を訴えたり、発熱や嘔吐があったりする。	
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。	
<input type="checkbox"/> 食欲不振や不眠を訴える。	
<input type="checkbox"/> 家庭での学習時間が減る。	
<input type="checkbox"/> 成績が下がる。	
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、汚されたり、落書きされたりする。	
<input type="checkbox"/> 家庭の品物や金銭がなくなる。	
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。	

<資料7>

【なやみごとアンケート】

()年 名前 ()

☆ これは、みなさんが、こまっていたり、なやんでいたりしていないか、聞いて相談き そうだんにのるためのアンケートです。
 安心して、正直あんしん しょうじきに書いてください。

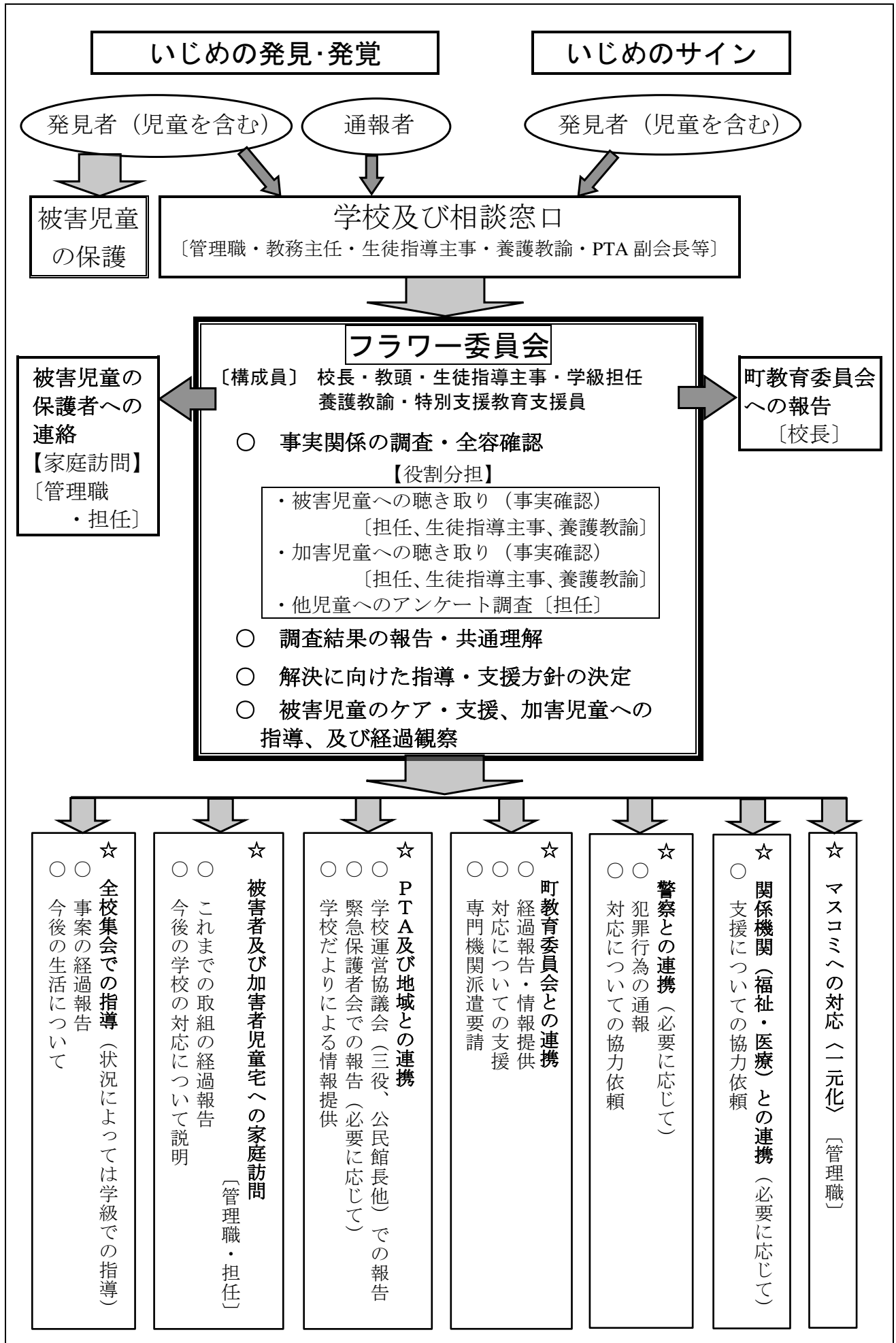
	しつもんないよう	おも 思 う	すこ 少 思 う	あまり思 わ ない	思 わ な い
1	学校は、 <small>たの</small> 楽しいですか。				
2	自分 <small>じぶん</small> のことが、 <small>す</small> 好きですか。				
3	自分を <small>たいせつ</small> 大切に <small>おも</small> 思ってくれる人がいますか。				
4	家族 <small>かぞく</small> といっしょにいるのは楽しいですか。				
	しつもんないよう		ある		ない
5	相手 <small>あいて</small> がいやがっているのに、いやなことをいったり、したことがありますか。				
6	相手 <small>あいて</small> がいやがっているのに、いやなことをいわれたり、されたことがありますか。				
7	なかまはずれにしたことがありますか。				
8	なかまはずれにされたことがありますか。				
	自分 <small>とも</small> のことや友だちのことで、こまっていることがあれば書いてください。 <small>か</small>				
9					

<資料9>

教育相談チェックリスト

	項 目	チェック
1	視線を合わせることができない。(うつむいている、きよろきよろしている)	
2	落ち着きがない。(体を揺らす、爪をかむ、身体を触る)	
3	表情が暗い。逆に不自然に明るい。	
4	言葉が重い。逆に能弁である。	
5	言葉の中につじつまが合わない箇所が頻繁に出てくる。	
6		
7		
8		
<u>自由記述欄</u>		

いじめに対する措置 (緊急時の組織的対応「アクションプラン」)



<資料 1 1>

いじめ対応メモ

発生日時	平成 年 月 日 曜	通報者
発覚の状況	※ 本資料は、分担した各自が聞き取り等をしたものを最終的に集約したものである。 ※ 聞き取り等を行う場合は、「いつ、誰が、誰に、何をした（された）」を基本とし、その結果は時系列に別紙にまとめておく。	
被害児童	() 年 ----- () 年	
加害児童	() 年 ----- () 年 ----- () 年	
いじめの実態	被害者への聞き取り	加害者への聞き取り
	----- 第三者への聞き取り、アンケート調査結果	
	----- いじめの実態分析と今後の対応策	
----- 保護者（被害者・加害者）、PTA、地域等との連携		

<資料12>

いじめられた児童、いじめた児童、それらの保護者及び他の児童等への支援

1 いじめられた児童とその保護者への支援 → 即、家庭訪問をする。

[児童に対して]

苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという〔いじめられた児童の立場〕で継続的に支援していく。

- 安全・安心の確保
- 心のケア
- 今後の対応・対策について共に話し合う。（本人の意向を尊重する姿勢、せかさない）
- 活動の場等を設定し、認め励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

[保護者に対して]

組織として対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- 傾聴の姿勢でじっくり話を聞く。偏重的な論の可能性はあるが否定や言い訳はせず、最大限の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

2 いじめた児童への指導及びその保護者への支援

[いじめた児童に対して]

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度を基本としながらも、対象児童の内面や行為の背景を理解し、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実の確認
- いじめの背景や要因の理解
- いじめられた児童の肉体的・精神的苦痛の理解
- 今後の生き方を考えさせる。
- 懲戒の必要性の検討

[保護者に対して]

事実関係を正確につかんだ段階で面談し、丁寧に説明を行う。「いじめをしてよい理由はない。」という毅然とした姿勢も必要である。

- 保護者の心情への配慮
- 対象児童の成長につながるような指導・支援を継続的にしていくという学校の基本的な姿勢を理解してもらおうと共に、学校と家庭の連携が最重要であることを伝える。（連絡を密にする。）

3 保護者同士が対立する場合等への支援

P T A役員や地区民生委員児童委員、公民館長等と連携し、両者間の関係調整を行う。その際、中立・公平性を重視する。

- 管理職が前面に出る。
- 双方それぞれに寄り添い、相手や学校への不信等の思いを丁寧に聞き取る。和解を性急に求めない。
- 町教育委員会と連盟を密にする。

4 いじめが起きた集団への指導・働きかけ

いじめられた児童及びいじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする傍観者や集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決していく力を育成していく。

- 「いじめはダメだ」と勇気をもって言える児童の育成
- 自分の問題として捉える児童
- 望ましい人間関係づくり
- 自己有用感が味わえる集団づくり

<資料 1 3>

いじめ防止に係る年間行動計画

月	PDCA	実施事項
4	P 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年度の方針及び重点指導事項等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の学校経営方針、職員会（前年度の評価結果） ○ 各学年の重点課題及び指導事項の明確化（学級経営案に記載） ○ 各学年年間指導計画の確認（実施しながら見直していく） ○ 保護者への説明（P T A総会） ○ 学校だよりの発行
5	D 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談及びフラワー委員会の定期的実施（月 1 回を原則として） ○ 学校評価の観点に挿入
6		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民への説明（学校運営協議会） ○ 年間指導計画に基づき、意図的・継続的に実施していく。 ○ 生徒指導研修の計画的実施（教職員の資質向上に係る） ○ 全校懇談の実施（保護者への啓発） ○ スローガンの作成・掲示（代表委員会）
7	C 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意識調査の実施（1回目）（いじめの有無、困っていること等）
8	A 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1学期の実施事項等に係る評価（学級経営案に記載）
	P 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2学期以降の指導内容の明確化
9	D 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修正された計画に基づいて実践、記録の収集
10		<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修の実施
11		<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A研修（家庭教育学級、学校保健委員会、学級懇談）
12		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価 ○ 2学期の実施事項に係る評価（学級経営案に記載）
1	C 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意識調査の実施（2回目） ○ 問題点の洗い出し、課題の集約 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童への質問紙調査 ○ 教師への調査 </div> <div style="margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 課題の集約 ■ 次年度の重点指導事項 </div> </div>
2	A 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価結果の公表（学校運営協議会） ○ 年間指導計画の見直し
3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度の方針及び重点指導事項等の検討 ○ 引き継ぎ資料の作成 ○ 学校ホームページへの公表